

離婚等による児童手当の受給者の変更について



児童手当は原則、父母等のうち所得が高い方が受給資格者となりますが、父母等が離婚を前提に別居、または離婚に伴い別居した場合、所得の状況に関わらず支給対象児童と住民票上同居している父母等のいずれかに受給者の変更を行うことができます。

【同居優先として認定するための要件】 ※以下の全てを満たす場合のみ

- ① 配偶者（現受給者）と住民票上別居または世帯分離していること
- ② 児童と申請者が同一世帯であること
- ③ 離婚協議中、または離婚したことを客観的に証明できる書類が提出できること

※DV等により避難しており、住民票上の別居や世帯分離ができない場合は、「配偶者と別居」し「申請者が児童と同居している」ことがわかる書類を提出することで①②を省略できる場合があります。

◎客観的に証明できる書類の例

- ◆ 離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ◆ 調停期日呼び出し状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ◆ 家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ◆ 調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ◆ 公的機関から発行された書類（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
- ◆ 弁護士などの第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など）
- ◆ 配偶者と離婚協議中である旨の申立書（現受給者が直筆で記入したもの）
- ◆ 離婚の記載がある戸籍謄本または離婚届の受理証明書（児童扶養手当等の申請により提出済の場合は省略可）

申請の流れ

- ①上記の認定要件が整った後に、添付書類を持って子育て支援課窓口にて手続き
- ②市で申請内容を審査し、支給開始月を決定
- ③申請から約1か月程度で「児童手当認定通知書」を申請者へ送付
- ④現受給者の受給資格は職権で消滅される

【提出書類】 ※追加で資料の提出を求める場合があります。

- ◆ 児童手当認定請求書
- ◆ 児童手当の受給資格に係る申立書
- ◆ 離婚協議中または離婚したことを客観的に証明できる書類

支給開始月の考え方

【離婚協議中の場合】

「配偶者との別居」または「離婚の意思が相手方に到達したことが確認できる日」のいずれか直近の日付の翌日から数えて15日以内に申請すると、申請日または事由発生日の翌月から手当が支給されます。

【離婚した場合】

「元配偶者との別居日」または「離婚日」のいずれか直近の日付の翌日から数えて15日以内に申請すると、申請日または事由発生日の翌月から手当が支給されます。

※15日を過ぎての申請になると、手当を支給できない月が生じる場合があります。

【支給開始月の具体例】

(例1)

元配偶者（現受給者）との別居日 : 令和8年2月 2日

離婚日 : 令和8年2月10日

児童手当認定請求日 : 令和8年2月12日

⇒令和8年3月分から申請者へ支給開始

※令和8年2月分までは現受給者へ支給されます。

(例2)

配偶者（現受給者）との別居日 : 令和8年2月 2日

離婚の意思が相手方に到達した日 : 令和8年3月 5日

児童手当認定請求日 : 令和8年3月10日

⇒令和8年4月分から申請者へ支給開始

※令和8年3月分までは現受給者へ支給されます。

◎「離婚の意思が相手方に到達した日」:

調停期日呼び出し状に記載のある通知日等で判断します。

注意事項

◆ 別居により、児童と同居する父母等が高萩市外へ転出される場合は、転出先の市区町村で申請となるため、転出先でご相談ください。

◆ 現受給者が住民票をそのままにして行方不明となった場合や、DV被害等でお悩みの場合は、受給者の変更ができる場合があります。ご相談ください。

※DV被害の場合：①配偶者からの暴力について確認できる書類、②申請者とこどもが、社会保険上、配偶者の扶養に入っていない（または申請者とこどものみ国民健康保険に加入している等）ことがわかる書類の提出が必要です。

【児童手当に関する手続き・問合せ先】

高萩市子育て支援課（市役所本庁舎1階）

電話：0293-23-2129（直通）